

# 「令和4年シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」 実施要領

## 1 目的

道路交通法では、全席シートベルトの着用と幼児のチャイルドシートの使用が義務付けられています。しかしながら、昨年の交通死亡事故を見ると、自動車乗車中の死者数は28人で全死者の45.9%を占め、このうちシートベルト非着用者は11人(39.3%)で、10人は着用していれば命を落とすことはなかったと思われます。

岐阜県では、交通事故死者をなくすため、全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用を徹底し、10月を「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」として、自治体、関係機関・団体等が連携を図りながら、各種啓発・広報活動を実施することとします。

## 2 実施期間

令和4年10月1日(土)～10月31日(月)

## 3 推進項目

- (1) 交通安全教育の推進
- (2) 広報・啓発活動の推進

## 4 推進事項

推進項目	推進事項
交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 市町村、保健センター、保育園などで、保護者を対象としたチャイルドシートの正しい取付け方法の講習会を行い、実践的な指導を徹底する。</li><li>○ 県ではJAF岐阜支部協力のもとシートベルト着用効果体験車(シートベルトコンビンサー)を用いた体験学習「スクールセーフティ」、保育園等における「キッズセーフティ」を実施し、シートベルト及びチャイルドシート着用の効果及び正しい着用に関する交通安全教育を推進する。</li><li>○ 各種会合等において、シートベルト・チャイルドシートの非着用による車外放出等の危険性を訴えて、着用の効果と必要性の理解、正しい使用方法等に関する交通安全教育を実施する。</li><li>○ 職場では、朝礼時等の機会を通じて、シートベルト着用効果を理解させるほか、定期的に着用調査を実施して、従業員の着用率100%達成を目指す。</li></ul>
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 家庭では、シートベルトやチャイルドシートの着用の効果、必要性について、家族で話し合うとともに車で出かける家族に「シートベルト・チャイルドシートを忘れないでね」と“愛のひと声運動”を徹底する。</li><li>○ 街頭指導において啓発チラシ等を配布するなど、あらゆる広報媒体を活用し、特に後部座席のシートベルト着用の啓発を強化する。</li><li>○ 運転者は、助手席だけでなく、全ての同乗者にシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用を徹底させるとともに、発進前に同乗者全員の着用を確認する。</li><li>○ チャイルドシートの使用義務期間(6歳未満)が過ぎた子供でシートベルトを適切に着用できない場合には、チャイルドシートやジュニアシートを使用するよう広報啓発する。</li><li>○ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者が主体となって、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を強化する。</li></ul>